

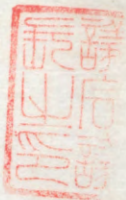
金があると聞いております。他市の場合も三〇%位の建物に対する補助金はあるということを知っております。その点は初めてだからとりあえず二〇%にいたというふうな点なのか、その点の他市との補助のバランスで、そういったような点をお聞きします。

福祉事務所長(木田猛君) 自席から田村議員さんのご質問に対してお答えいたします。

この条例につきましては、一応市が建設費の二〇%というふうにしておるわけでございます。と申しますのは、東京都におきましても補助があり、またそれら東京都市社会福祉協議会、俗に東社協と申しておりますが、これらも無利子の十五年返済の融資もござります。そうしますと、大体私どもで計算いたしますと、建設費の二割を補助することによりましてどうにか建つんではないかというふうな計算になります。それらなお、東京府のほうで初度調弁費という備品等につきましてはやはり補助対象が別途になっておりますので、これによって何とかなるんではないかというふうな関係で一応建設費を対象にいたもの

です。それらなお、条例ではございせんが、ほかの町会等の建物や商業施設の関連等も考慮いたしまして一応二割以内というふうに定めたわけでございます。それらなおこの制度につきましては、都下の二十六市でこういうふうな条例をまけて出しているところは非常に数が少ないわけでございます。最近では小平市、青梅市等は融資の関係で出し、それらあと一、二の市で出してございまして、この点につきましては非常に福生といたしましては、きのうも松山議員さんらのご質問等もございまして、こういう条例を制度化して、民間の福祉施設の補助を増大いたしまして、篤志家にお願いやうということもあるわけでございまして、この件につきましては他市よりも福生がぬきんでるというところもいえるんじゃないかというふうに考えております。

。四番 (田村市郎君) 昨日も保育園については、市では公営の保育園はつくらないというので、できるだけ篤志家による設備をお願いするということ、非常にこれはけっこうなことだと思いますが、建物の二〇%というのは非常にただいまの説明ですと他市にはないと申します。



が、東京都社会福祉協議会のほうでも、補助金はこうである。
この位の額であるが、場合によっては十五年間の融資も無利子でーようにやろいかというような規定もございます。またそういうところをやってゐる。当局とーてもせうかくこういうりっぱな条例をつくられて、篤志家にお願ひして保育園等の増設をするならば、いまだ研究していただきまして、将来に向かつてもっと前向きに零歳児等の設備等の融資をするとか、あるいは融資援助をするとか、金利の負担をーてやるとかいう将来へ向かつてのお願いをーして私の質問を終わります。

。十三番（石川繁治君）

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十三号については厚生委員会に付託し審査せられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

。議長（末次性男君）

おはかりいたします。

ただいま石川繁治君から本案は厚生委員会に付託し、審査せられたい旨の動議が提出されてまいりましたが、本動議のとおり決するに、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

。議長（末次性男君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第三十三号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

。議長（末次性男君）

日程第五議案第三十四号福生市予防衛生センター

条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（衛生課長斉藤多市君登壇）

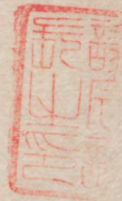
。衛生課長（斉藤多市君）

ご指名によりまして議案第三十四号福生市予

防衛生センター条例につきまして提案理由のご説明をいたします。

予防衛生センターにつきましては、かねてから福生市医師会及び乳幼児を持つ母親たちから強く要望されておりまして、関係の皆さま方のご理解とご協力により近く完成の運びとなりますので、ここに本案を提出申し上げる次第でございます。

条例の内容につきましては、まず第一条では設置目的を規定し、第二条で位置を本町二十五番地に定めておりまして、第三



条におきまして業務を規定してありまして、その内容は各種予防接種、成人病予防、胃ガン検診、乳幼児検診等、市民の精神疾病の予防、健康保持をその業務としてあります。附則といひまして、この条例は昭和四十八年五月一日から施行しようとするものでございます。

以上大変ざっぱな説明でございまして、慎重に審議の上、ご決定いたしますようお願いいたします。説明を終わります。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

十三番（石川繁治君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第三十四号については厚生委員会に付託し審査せられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま石川繁治君から

本案は厚生委員会に付託し、審査せられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 異議なしと認めます。よって議案第三十四号は厚生委員会に付託することに決定いたします。

議長（末次性男君） 十一時五分まで休憩いたします。

午前十時四十五分休憩

午前十一時五分開議

議長（末次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第六及び日程第七は関連がありますので一括して上程いたします。

日程第六議案第三十五号市道路線の認定について
日程第七議案第三十六号市道路線の廃止について
以上二案を一括して議題といたします。

議三十四 議三十五 議三十六

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設課長古谷徳男君登壇)

建設課長(古谷徳男君) 議案第三十五号市道路線の認定と議案第三十六号市道路線の廃止につきまして提案の理由を申し上げます。

道路の認定、廃止につきましては、年度のたびに個々に議会の認定をいただいておりますが、福生の道路の現況から考えまして、昭和三十六年に現在の道路の一括認定を議会で議決されておるわけでございます。

その後、十年間、毎年度多少の認定、廃止がございしますが、三十六年当時の道路台帳に基づきまして、現在まで道路管理の一応台帳といたしましてきておるわけでございますが、毎年度、都の監査、それから市の監査委員さんの監査等により道路台帳の整備という点につきまして指摘を受けておるわけでございまして、四十七年度におきまして、何とか整備をいたしたいという事で、コンサルタントに依頼申し上げまして、今回の認定の調書を作成いたしたわけでございます。

それで、方針といたしましては、現在の道路そのまゝを再認定いたしまして、古い道路台帳に載っている道路の路線を廃道にいたしまして、同じものを振りかえよということでございます。そして再認定された後におきまして、今回現況調査の結果廃道にすべき道路がまだ多数ありますので、そういったものは今回の認定の後に逐次個々の路線につきまして廃止をしていきたいという考え方でございます。

それで議案第三十五号の認定でございしますが、今回の認定につきまして、道路の管理上事務的に取扱いやすいようにいたすために、道路の路線を五段階ないし六段階にしようと思ひますが分類いたしまして、主要幹線を分けたことと、それから福生分と熊川分を路線番号でわかりやすいように熊川分のほうを一番から取りまして福生分の行政区域に相当する部分につきましては二〇〇番から番号をふってあります。

このように分類的に分けたということがいままでの路線のきめ方と

違っております。それから路線の認定の条件、要素でござい
ますが、これも道路法に基づきまして議会の議決を経る項目と申
しますのは、路線名と起点、終点、それから重要な経過地、
その他必要な事項ということになっておりますが、今回は、起点、
終点、それから重要な経過地、その他必要な事項の点で場
所等の目安、そういったものから橋につきましては玉川上水の橋が
一番多いわけでございしますが、これは番号で、一号橋、二号橋
というように東のほうからつけてございします。それから国鉄の踏
切につきましても、やはり名称が全部ついてございしますが、それも
何号踏切というふうな表示のしかたをしております。

そういった点が、いままでの道路認定の調書と違っております。
それで今回道路認定をしたいという路線につきましても、
一級幹線が四本、それから二級幹線が十六本、それから熊川
地区の一番から始まりまして、熊川地区で二百七十六本、それ
から福生地区が二百三十六本、それから多摩河原の区画整
理地区が九十三本、武蔵野台地区が三十八本、加美平地区が三

十三本というように分類してございします。この総路線数が五百九十六
本、延長におきまして十四万一千二百七十三メートル、面積が六十万
七百一平方メートルという数字になっております。

それから議案第三十六号の廃止でございしますが、廃止路線に
つきましても、やはり現在の道路を廃止するわけでございしますが、
これにつきましても調書に載っております路線番号、という
ものは飛んでおりますが、やはり欠番の数字等は廃道にな
った道路であり、こういった点のものが抜けております。

それで廃道路線につきましてもは六百三十八路線でございま
す。延長にいたしまして十四万九千八百五十三メートル、それから
面積で五十二万六千九百十九平方メートル、これが廃道一よう
とする路線でございします。

いずれにいたしまして今回ご提案申し上げました認定と
廃止につきましても、同時にご可決いただきまして、現在の道
路が同時に道路台帳に廃止もしくは認定といった形で処理で
きるよう特段のご配慮いただきまして、簡単でございしますが

提案理由の説明にかえさせていただきます。

議長（米次性男君） 以上で提案理由の説明は終りまりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

十七番（関米吉君） ちようとお尋ねしますが、この廃止路線調書に起
点があつて終点のないのがたくさんあるんだけれども、これはどうい
うわけなんですか。

建設課長（古谷徳男君） これはいま申し上げましたように道路台帳
の不備といった面もあるでございしますが、現在の道路台帳のま
まのものが、この前の議会で認定されたわけでございます。です
からそのままのものを今度廃止するというものでございしますので、
それを直すということではちようと不可能でございますので、そうい
った現況のままの路線につきまゝて、やはり終点のないままのもの
があるということになつておりまして、これを適当に入れろということ
もできませんわけでございます。ですから三十九年当時の道路台帳
のままのものを今度廃止するということでございます。その理由
については、ちようこそこまでわかりませんが、そういうことで処理
してございます。

十七番（関米吉君） それからいま一つ、こちらのこの分はそっくり廃止、こっ
ちの分からこちらが新しく番号が変わるということですか。

（「そうです」と言う者あり）

十七番（関米吉君）（続） それと、もうそうだとしたら一つ例として説明して
いただきたいと思います。たとえば廃止路線調書に書いてある一号
というのは、市道路線認定調書の何号になつてゐるのか。熊川の分
はいくら調べても出てこないからみんななくなつてしまつたように思
えるけれども……

建設課長（古谷徳男君） 自席からご説明申し上げます。

市道認定調書で、たとえば一番右にある七六号は、昔から言つ
て二二三三号で、昭島の境のほうのミドルマーカーができた道
路のことでございますが、それが従来の二二三三号という路線で
ございします。それが今度は七六号というふうな路線が變つてお
ります。これは熊川のほうから地番を追いまゝて変えてきたと
いうことで、全部の路線がほとんど番号が入れかわつております。

。十七番(関米吉君) ただいまそういうた飛び離れた例を引、張り出されて
ちよと面くらうていさんですが、廃止路線調書に載っているたと
えば福生市大字熊川南三六番地から、六一番地に至る一号とい
うのは、市道路線認定調書の何号になっているかというふうな例
を一つ説明していただきたいのです。このへんの番地が今度の市道
路線認定調書に、起点、終点であるということが一つも載って
いないのです。だからこういうのがどうなっているのかということ、
それくらいまず、課長に、これだけは言うてください。

廃止路線調書の廃止した路線は、そっくり市道路線認定
調書のようになっているということですね。これは間違いないです
ね。
ですから、廃止路線調書に書いてある廃止の一号というのか、
市道路線認定調書の場合はどこに入っているのか。

。建設課長(古谷徳男君) それではご説明申し上げます。

図面があると思いますが、一号は第五小学校の東側なんです
が、石川酒造前を通り多摩川に突き当たっています。それが昔
の一号です。今度それが二七二号になっております。多摩河

原のほうの番号は二〇〇台にあってあります。それでおそらく終点
は、その当時堤防で、川が流されたかなんかで、番地がはきり
なかったということではないんじゃないかと思っています。そういう箇所が
ほかにもあるわけです。

(「了解」と呼ぶ者あり)

。四番(田村市郎君) いままでの路線の番号は、概して地番との関係で熊川
ならいまの石川市長の辺が一番地になっていて、それから若い番号できてい
るわけです。一番地から橋下が一号ということではないんだが、いままでは地
番によつての路線名があったんでわりあいわかりやすいんですが、その点今
度の認定は、この地番には関係なくコンサルタントにお願いしてつくられ
たということですが、一番昭島寄りのほうからきめてきたので地番との
関係はないように思うんですが、このほうは路線番号を直せとは
申しませんが、どうも一般市民としては比較的に見にくいという点があ
ります。それとこれは別なことでございますが、非常にこの路線番
号を変えよということ、台帳を直すということだけはけっこうであります
が、市自体三年にかりまして、もうそろそろ市自体でも、新しい町

名とか団地等の町名、あるいは新しく区画整理されている所はとう武蔵野台とか町名が変更になっておりますが、こういったようなことも関連して、町名が先でいかもあとに路線番号をつくられるほうが、個人的な意見ですが、いいと思います。これはコンサルタントなり建設課のほうでこのような路線を早く整備しなくてはいけないということであつたかと思うんですが、もう市制施行三年になってしまつて、いま幾年かのうちには、町名変更というようなことも考え、当然、そのときには番地も変わらなうと思ふんですけれども、そういうことを加味してのお考えだったのか、その点、課長にお答へ願ひたいと思います。

○建設課長（古谷徳男君） 四番議員さんのご質問にお答へいたします。

たーかに地番のつくり方という点では、現在の行政地番の順でいくほうがいいということは考えられざるですけれども、やはり路線を調査する段階におきまして、やはり主要道路、それから鉄道、河川、こういったもので区画をきめ、そして道路の漏れのないように調査するということをございましたので、やはり専門家の路線のつけ方、そういったものから前とはこういうふうに変つてき、ということば事実でございます。それからいままでですと、認定した当時

はずと番号が一連でわかつていたんですが、新設道路等ができた場合には、飛び番号ができます。ですから一番から一〇番くらいは地域に新設道路ができた場合には、そこに七〇〇何号線というものが入つてしまふという例も過去にあります。今度は熊川地区は大体一番から一〇〇番までの、いま二〇〇何号線ですから、そこまではなかなかいかないと思ふんですけれども、熊川地区は二〇〇何本かの中で、あとほとんどでければそこに追加できるわけです。それから福生地区は一〇〇〇番台の番号を新設道路ができたときにはつけていけば、それで一〇〇〇番台は福生地区だと、それから加美平、武蔵野台はまた別に加美平何号、武蔵野台何号とありますからそういったものはそれでわかる。それから多摩河原地区は多摩河原の何号というふうに分けてございますので、今回分類上は見やすくなるということがいえると思います。それから行政地番の、要するに地域地区の地番の変更等につきましても、たーかに福生市の場合はその点、まだできておりませんが、これをやるということは、相当時間的にもいろいろ住民の意志も尊重しなければならぬ、行政区画の整理ということも考えなければならぬので、非常に時間がかかる問題でございますが、今回私

どもで再編成した中にはそういったものは折り込まなかった。こういうことで
将来これはどの担当でやるかまだわからずおられますが、はっきりやるのであれば
また別に部も設けまして調査の上、きめるべきではないかと思っております。

○四番（田村市郎君）

課長のただいまの路線認定、廃止の趣旨は、橋とか
あるいは地域的に分けたということとは了解しました。ただ行政上において
助役さんに関連でございしますが、一ことお尋ねします。ただいまも課長に
申し上げましたが、市制三年になりまして、町名変更というようなことは
またまた台帳面が戸籍謄本をとってみると大字というようなまことに
市になってみてもかっこうが悪いような所があるわけですが、これらの点も
徐々に直すと思ひますが、理事者として前向きにいつごろまでに町名
変更ということをお考えになつていかどうかを、関連的な質問でござい
しますか助役さんにお尋ねします。

○助役（篠崎俊夫君）

市制を施行したあとで登記所ともいろいろこういった
点について相談をしたことは事実でございします。いま正確に申し上げま
すと、大字でも六つ位あると思ひます。それでこれは直すのに相当な

人手がいるわけなんです。

相当な人手と相当な年数がかかるものですから

、それでその際は市長もぜひ市制を施行したんだからそままでやろうじ
やあないかというようなことをいわれたんでございしますが、残念ながらあ
きらめてそのままになつておるわけではございまして、いつということは申し
上げられません、相当な人数と相当な年月をかけて登記所とも相当
な打ち合わせをもって直していかねばならない問題でございしますので
、いつやるということは一つごかんべんをいただきますと思ひます。

○四番（田村市郎君）

いま一つ関連でございしますが、これはおそらく私だけ
でなく、おられる議員さんは特に登記所の所長さんなどと懇談する機
会が多々あると思ひますが、たまたまいつもこの問題がออกมาて、特に東
福生集辺の地番が、区画整理をした所は非常に区画整理をしたために
番地が良くできていて市並みになつてゐる。一カー、道路一つへだてて
、これは行政上万やむを得ないと思ひますが、まだ大字で番地が非常
に入り組んでいて登記所自体でも困つてゐるんだという話もありますか
、ただいまの助役さんのご答弁ですと、相当の費用がみかるといふこと
にふると、これはまた財政その他で考えなければならぬが、これは



でき得るならば費用等も考えていただいて、もう三年でございいますので前向きにひとつお願いしたいと思います。

以上終了します。

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

○十三番（石川繁治君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十五号及び三十六号については、建設委員会に付託し審査せられんことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま石川繁治君から函案は建設委

員会に付託し、審査せられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 異議なしと認めます。よって議案第三十五号及び同

三十六号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第八議案第三十七号福生地区消防組合の解散

に伴う財産処分についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務課長高水求君登壇）

○総務課長（高水求君） 指名がございまいたので議案第三十七号福生地区消

防組合の解散に伴う財産処分について提案理由の説明を申し上げま

す。本件につきましては、去る二月十四日の第二回臨時議会におきま

して福生地区消防組合の解散そのものの段階におきまして、消防事務を東京都に委託することにつきましての二件についてご議決いただいたわけでございますが、そのときにも若干触れたわけでございしますが、現在消

防署で使用しております財産につきまして、先ほど議決いただいた規約に基づきましてこれを東京都に譲与するというところでございしますが、そ

れにつきましても福生地区消防組合からいかにこれを東京都に譲与するものではなく、自治法の定めるところによりまして、一たん関係市町のい

ずぬかに帰属せしめるということに相なるのでございしますが、これにつきましても去る二月一日の福生地区消防組合の議会におきまして、理事